目的では無い。地域住民

と共に理解を求めていく。

の 件 般質 問 義人 議員 田中

自主条例の違反者、 特に非居住者への対応は

言い難い程弱い。

乏しく、

内容も罰則とは

をかける事自体実効性に

条例の場合、 根拠法が無い自主

罰則

田中

町長:住民と共に取り組んで行く

行政指導を行うが、

罰則をかけるのが

任許可を4年前に取り付 田中 ドホテル建設の特国定公園内のコン

がスキー場に行く為のバ

くと理解した。子ども達

は粛々と進めてい

オリンピック誘致

田中

スの拡充は出来ないし、



効性。

違反者への対応は。

めている。

主条例の運用・実 ①根拠法が無い自

けたが、

田中

②違反者が非居住外国人

である場合の対応は。 町長 域性への対応をす ①自主条例は、 地

町長

の為、 ②助言、 ある。 の制限・停止等の罰則が る為に必要。実効性確保 公表制度、各種給付 行政代執行、 勧告等を 罰則 0 話している。

町技振興についてオリンピック誘致と

④学生がスキーやスノー がか。見解を伺う。 を対象に優待価格が出さ ③グランヒラフ、花園の ボードの大会に出場する 時の補助を行ってはいか れた。バスの拡充や購入 シーズン券が町民の学生 すべき。見解を伺う。 ②スノーボードも町技に き。見解を伺う。 す町民への支援を行うべ 扱いになると聞いている。 オリンピック出場を目指 大会によっては欠席 致の活動方針は。 ①オリンピック誘

増えている。

具体的な対

ない案件がひらふ地区で

反者に全く対応出来てい

特に非居住外国人の違

されない例に当たるがど 然公園法の下に要綱を定 本町としては自 実効性が担保 行などを共に行いたいと 観光圏などをベースに随 考えている。 町長 競技団体、 ①住民や札 ニセコ 幌市、

考える。 ②スキーの中にスノー ボードも含まれていると 協議している。

いと考える。

、取って対応していくと

とは連携をしっか 後志総合振興局長

教育委員会や関係団体と

選手の支援については

きと考える。 ③民間が主体的に行うべ

ている。 は、 れているところ。 ている。それらの対応策 それ以外は欠席扱いとし 一ガイドラインを期待し 教育長 国レベルでも議論さ 目は出席扱いだが、 ④中体連の対象種 全国統

際には、 いている。 欠扱いを行っていると聞 校では北海道や日本を代 対応となるが、倶知安高 表する選手に選抜された 義務教育では法による 校長が判断し特

> じる。再度見解を伺う。 全体的に認識が低いと感 ドを一緒と考えているな チケット購入補助もしな をしている町の長として スキーとスノーボー 「スキーの町」宣言

町長 手に行う必要はな 誘致に関しては派

援については検討して 討したい。子供達への支る事は、要望があれば検 ノーボードを町技に加え 納税の活用を考える。 選手支援は、 ふるさと ス



国際スキー連盟によるコース視察